

保税蔵置場の許可の承継について

関税法第48条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年10月16日

大阪税関長 高木 隆

記

1 承継を受けた者の名称及び住所

株式会社フリゴ大阪港
大阪府大阪市港区港晴五丁目2番60号

2 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

キヨクヨ一秋津株式会社 大阪事業所
大阪府大阪市港区港晴五丁目2番60号

3 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所

キヨクヨ一秋津株式会社
東京都大田区城南島二丁目6番1号

4 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社フリゴ大阪港
大阪府大阪市港区港晴五丁目2番60号

5 承継された許可期間

自 平成 30 年 10 月 31 日
至 平成 33 年 12 月 31 日